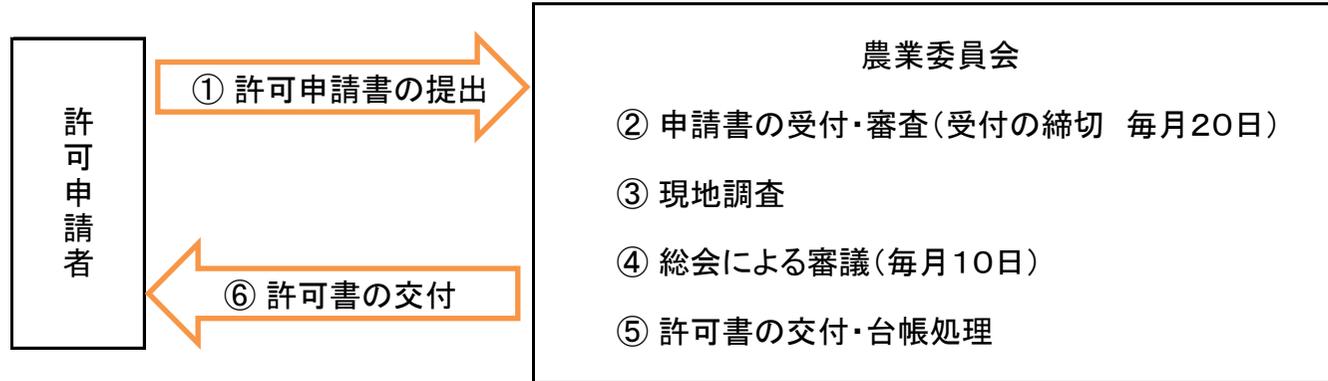


農地法第3条の手續・処理手順

農業委員会許可になるもの



【標準処理期間：20日程度】

※競・公売の場合は、買受適格証明書交付手続きが付加される

農地法第3条許可申請関係 提出書類一覧

提出書類		発行機関	提出部数
申請書		野辺地町農業委員会	3部
申請農地の登記事項証明書(全部事項証明書)		法務局	各1部
譲受人が町外の場合	譲受人の農地基本台帳記載証明書(耕作証明書)	居住地の農業委員会	
	譲受人の住民票(世帯全員分)	居住地の市町村役場	
譲渡人が町外の場合	譲渡人の住民票(本人分)	居住地の市町村役場	
新規取得及び法人の場合	営農計画書	野辺地町農業委員会	
法人の場合	法人の登記事項証明書	法務局	
	定款の写し		
農業生産法人の場合	組合員名簿又は株主名簿の写し		
その他参考となる書類			